



“軽い気持ち”が**トラブル**に!

こんなところに 落とし穴

若者に
多い事例



トラブル
1

友人からの誘い、断りたいけど...

マルチ取引のトラブル

友人にいい話があると誘われ、レストランで話を聞いた。「配当のいい暗号資産(仮想通貨)の投資がある。新たに人を紹介すれば紹介料も入る」と説明され、言われたとおりに消費者金融で130万円を借りて契約したが、まったくもうからない。解約したい。

- ➔ 友人や知り合いからの誘いでも、契約したくなければ最初からきっぱり断りましょう。
- ➔ 自分が友人を誘う側になると、大切な人間関係を壊したり、誰も紹介できずに借金だけが残ることもあります。



トラブル
2

稼げる方法って本当?

情報商材のトラブル

SNSで「ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる」という情報商材を知り、1万円で購入した。その後「途中解約できるから」と、数十万円の追加契約を勧められカードで支払ったが、指示どおり作業しても、まったくもうからない。

- ➔ 情報商材は契約前に中身を確認することができません。ほとんど価値のない情報が、高額で売られていることもあります。
- ➔ カードでの高額決済や借金をしてまで契約してはいけません。「返金保証」「もうかるまでサポートする」等の説明は安易に信用しないようにしましょう。



トラブル
3

商品が掲載内容と違う!?

フリマサービスのトラブル

フリマアプリで、入手困難なブランドのパーカーを約2万円で買った。届いた商品は生地違和感があり、明らかに偽物だった。出品者は返品に応じず、アプリ運営事業者に相談しても「当事者間で解決してほしい」と言われた。

- ➔ フリマサービスは個人間の取引です。トラブルが生じた場合は、当事者間での解決が求められることを理解して利用しましょう。商品に疑問な点があれば、必ず事前に確認しましょう。
- ➔ 商品を出品・購入する時は、利用規約等で禁止されている行為は絶対に行わないようにしましょう。



こんな言葉に注意!



こんなネット広告はあやしい!



こんな商品にご用心!



契約前のチェックポイント

一度結んだ契約は、勝手にやめることはできません。
契約前によく確認しましょう!

「楽しんで稼げる」「今だけ特別〇〇円!」という言葉に飛びついていませんか?

→ おいしい話には裏があります。信じてはいけません。

ネットの情報に流されていませんか?

→ ネットの情報が正しいとは限りません。信頼できる情報がよく見極めましょう。

借金をしてまで契約させられていませんか?

→ 借金を勧めてくる人からの誘いには、応じてはいけません。

軽い気持ちで契約していませんか?

→ 自分の都合でいつでもやめられる契約はありません。もう一度よく考えましょう。

購入する物や条件についてよく確認しましたか?

→ 値段や品質、返品や交換ができるかどうか、複数回分の購入が条件になっていないかなどを契約前に確認しましょう。

消費生活情報メール

第38号 兵庫県立消費生活総合センター

TEL : 078-302-4001 FAX : 078-302-4002 URL : <https://www.seiken.server-shared.com/>